

規制シート

(別紙1)

140194700340001

平成28年1月12日

規制の名称	国のリース契約の長期継続契約化	所管府省	財務省
根拠法令等	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	主計局法規課 課長 青木 孝徳
規制目的	国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。		
規制内容の概要	<p>国が複数年度契約を行う場合には、予算内容の一つである国庫債務負担行為(予算「丁号」)として国会の議決を経なければならない。</p> <p>ただし、翌年度以降にわたって電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を行う場合には、会計法に基づく長期継続契約により、国会の議決を経ることなく契約することができる。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>複数年度にわたって締結することが適当な契約については、契約を担当する各省各庁において、国庫債務負担行為を活用することとなっています。これは、憲法第85条において、「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。」(財政処理権限の国会議決原則)とされていること、財政法第15条において、「法律に基づくもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。」とされていることを踏まえたものです。</p> <p>他方、会計法に基づく「長期継続契約」は、長期にわたって給付が継続することが明らかであって、且つ、支払額がその使用量に応じて事後的に決定される等の理由により国庫債務負担行為の予算計上に馴染みにくい①電気、②ガス、③水、④電気通信に限って、例外的に(国庫債務負担行為の予算計上を行い、国会の議決を経ることなく)複数年度契約を締結できるとしているものです。</p> <p>OA機器や車両のリースのような契約を「長期継続契約」の対象に加えるべきとのご提案については、上記のとおり、例外的に複数年度契約を可能としている「長期継続契約」の趣旨には馴染まず、憲法第85条の趣旨を踏まえれば、適当ではないと考えております。</p> <p>よって、複数年度にわたって締結することが適当な契約については、各省各庁の判断の下、財政処理の基本原則に従い、国庫債務負担行為を活用していくことが適当であると考えます。</p> <p>(注)そのほか、契約の年限(最長5年)がある国庫債務負担行為ではなく、契約の年限がない「長期継続契約」によることで、競争が働かなくなり、他の事業者の受注機会が奪われるおそれがあること、さらに、毎年度入札を行うことが適当な契約についてまで、「長期継続契約」により複数年度契約が締結されることで、国の経済的利益が損なわれることが考えられます。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>